

平成30年12月3日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年12月3日(月)午後3時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 19番 峯園 五郎

欠席者 18番 松本 忠巳

事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史

会議録署名委員 1番 山崎 清弘 19番 峯園 五郎

議長 みなさん、こんにちは。12月に入りましたが、暖かい日が続いております。先月末に、私と事務局長と全国農業委員会会長会議に出席のため東京へ出張してきました。会議の中で、農地利用最適化推進委員さんの活動の事例発表があり、水田地域における活動が8割を超えて活発に行われているようでした。農地の貸し借りが進んでいるようです。我々もできるところから活動を皆さんと共に進めていきたいと思っております。それでは最初に、農業振興課から新規就農者向けの新規事業についての説明がありますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 北川課長 日頃は、農業振興施策などに関し、農業委員の皆さま方にはお世話になっております。少しお時間を頂戴しまして、平成30年度から新規就農者に関する市の新規事業を立ち上げました。研修を通じて農業を学んで頂き新規就農につなげていく事業です。来年度に向けて農業に就きたいとの声も聞かれる時期でございますので、委員の皆さまに、ご説明させていただきます。担当者から説明させていただきます。

農振課 田上 新規就支援について資料に基づき説明。
議長 長 このような支援制度を活用していただきたいと思っております。相談を受けたり、より詳細な内容に関しては農業振興課までお問合せ下さい。ご説明ありがとうございました。続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の779㎡、他1筆、合計1,753㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年11月12日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,276㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間3万3千円・持参払い、期間は平成31年1月1日から平成31年12月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,194㎡、貸し手は〇〇

○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻、期間は平成31年1月1日から平成33年12月31日の更新です。3番、○○○字○○○○、田、446㎡、他1筆、合計892㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻、期間は平成31年1月1日から平成33年12月31日の更新です。4番、○○○字○○○○、田、482㎡、他3筆、合計2,085㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の野菜、期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日の新規です。5番、○○○字○○○○、田、735㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の野菜、期間は平成31年1月1日から平成36年12月31日の新規です。6番、○○○字○○○○、田、813㎡、他1筆、合計840㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、賃貸借の野菜、全体で年間1万円・口座振込、期間は平成31年1月1日から平成33年12月31日の新規です。7番、○○○字○○○○、田、862㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、賃貸借の野菜、全体で年間1万円・口座振込、期間は平成31年1月1日から平成33年12月31日の新規です。8番、○○○字○○○○、畑、664㎡の内384㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日の新規です。9番、○○○字○○○○、田、1,141㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻、期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日の新規です。10番、○○○字○○○○、田、1,230㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の水稻、期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日の新規です。11番、○○○字○○○○、畑、1,323㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、賃貸借のみかん、全体で年間3万円・口座振込、期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日の新規です。12番、○○○字○○○○、畑、1,270㎡、他1筆、合計2,266㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日の新規です。13番、○○○字○○○○、畑、1,157㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日の新規です。14番、○○○字○○○○、田、1,147㎡、他7筆、合計3,113㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の野菜、期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日の新規です。合計14件、27筆、20,498㎡、貸し手11名、借り手4名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。
続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。更新です。異議ございません。
議 長	はい、2番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。2番3番異議ございません。
議 長	はい、4番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。4番から7番異議ございません。
議 長	はい、8番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、9番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。9番10番異議ございません。
議 長	はい、11番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。11番から13番異議ございません。
議 長	はい、14番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、それでは、以上14件異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に係る議案は終了しました。それでは定例委員会に移りたいと思います。 本日、18番松本忠巳委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、1番山崎委員さん、19番峯園委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
片井 企画員	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は751㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は185㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は566㎡、他5筆、合計1,479㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は66㎡、他16筆、合計14,952㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は198㎡、他18筆、合計4,779.25㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は971㎡、他2筆、合計2,215㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共

に畑、面積は1,011㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は689㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は115㎡、他6筆、合計1,468㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は338㎡、他2筆、合計705㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は105㎡、他1筆、合計1,041㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は512㎡、他3筆、合計2,354㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は823㎡、他2筆、合計1,316㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,096㎡、他3筆、合計4,656.96㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上15件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第3条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番から15番まで異議ございません。

議 長 はい、以上15件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員 14ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は821㎡、他3筆、合計1,189㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟234.10㎡、駐車場他954.90㎡、合計1,189㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は

〇〇〇〇地番が平成15年11月10日、他3筆が平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は598㎡、所有者は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はコンテナ置場・貸駐車場598㎡、着工日、工事期間は完成済、農用地の内外は平成5年2月5日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。始末書が添付されています。申請地はコンテナ置場・貸し駐車場となっています。早急に、この不適法な状態を解消したいと思います。深くお詫び申し上げますとともに、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査の報告を行います。去る11月28日、〇〇〇〇委員、岡内係長、里上企画員、それに私の4名で、調査を行ってきました。4条申請と2条申請については私が、5条申請については〇〇〇〇委員さんが説明させていただきます。それでは説明に入らせていただきます。4条申請の1番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約750m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が市道、西側が申請人所有地の畑、南側が申請人所有地の畑、北側が市道です。転用理由は、近年、加齢等による身体への負担を感じるようになり、営農の縮小を考えておりました。この度、賃貸マンションとして転用するものです。転用内容は共同住宅12戸、駐車場25台とします。高さ0.1～0.65mの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに北側市道側溝へ放流です。隣接同意は不要、水利同意あり、問題ないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇から東へ約250m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が公衆用道路、西側が申請人所有地の畑、南側が公衆用道路、北側が宅地です。転用理由は、申請地は、申請者の私物を保管する物置を設置し、一部を駐車場として他人に賃貸するなど雑種地としての利用が開始されています。農地法にかかる許可を得ないまま、転用を行っているものです。転用内容は物置用コンテナ置き場・賃貸用駐車場です。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び南側道路側溝へ放流です。隣接同意は不要、水利同意あり、始末書も添付されており、問題ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番と2番について異議ございません。

議 長

はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員

15ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は854㎡、他2筆、合計1,150㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,150㎡、49.9kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成29年11月9日と除外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,393㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,393㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は698㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設698㎡、33kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございますが一部ございません。報告書が添付されています。同意書が得られなかった隣接農地所有者からは、太陽光発電施設設置には反対ではなく、問題はないと口頭による承諾を得ている。署名・押印する行為に抵抗があるとのことで同意書を得られなかったとの内容です。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3つの案件すべてが太陽光発電施設です。1番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約750m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が市道、西側が田、南側が田、北側が市道です。転用理由は、譲渡人は後継者もなく、農地を維持していくのも困難となってきたことから、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル288枚設置 49.9kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意不要、水利同意不要であり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約700m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が河川、南側が畑・市道・雑種地、北側が山林です。転用理由は、譲渡人は、夫婦で農業を営んでいたが、夫が亡くなり、維持管理が困難となっていたところ、この度、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル316枚設置 49.

5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑・里道、西側が市道、南側が宅地、北側が畑・墓地です。転用理由は、譲渡人は、相続によりこの農地を承継したが、遠方に住んでおり、維持管理が困難となっていたところ、この度、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル132枚設置 33kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意が一部ありません。事務局から説明がありましたように、太陽光パネル設置に反対ではなく問題はないと口頭による承諾を得たが、押印に抵抗があるため断られたとのこと。水利同意不要であり、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

片井 企画員 16ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は132㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人は昭和56年に転居し、病気がちであるため耕作に行けず36年間耕作放棄地となり現在は農地へ復旧する事が難しい状況となっております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地、面積は3.59㎡、他2筆、合計272.59㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、昭和の初めに、申請人の父が当地に移り住み住宅を建築し申請地を出入口として利用してきました。南側に道路が整備されてからは駐車場としても利用しております。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約50m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が宅地、西側が畑・雑種地、南側が畑、北側が宅地です。申請地は、申請人が当該地の隣接に住居を構えていましたが、昭和56年、当該地より2km先に転居し、自身も病気がちであったため耕

作できず、36年間放棄したまま、現在に至っています。近隣者及び地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約2.5km、現況は宅地です。隣接状況は東側が田・宅地、西側が市道、南側が国道、北側が田です。申請地は、昭和の初めに、申請人の父親が当該地を農家住宅用地の一部として利用し、その後、平成3年から開始された道路工事が進む中、現在の舗装された状態となり、道路からの出入り口の用地として利用され、現在に至っています。近隣者及び地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 17ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は797㎡の内185㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農作業場185㎡、転用面積185㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。11月の県の農業会議に提出いたしました4条申請1件、5条申請4件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。事務局からも無いようですので、以上で本日の委員会は終了したいと思います。慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

午後4時41分終了